

(証券コード：3969)

2021年6月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
株式会社エイトレッド
代表取締役社長 岡本康広

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月18日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷2丁目15番地1号
渋谷クロスタワー1F
株式会社エイトレッド 本社内 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第14期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染が拡大しております。多くの株主の皆様が集まる株主総会は、「三密」（密集、密閉、密接）を避けることが困難であり、集団感染のリスクがあります。議決権の行使は、郵送またはインターネットで行っていただき、総会当日のご来場は、感染を回避するため、自粛をご検討くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会でのお土産につきましても、ご用意はしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ (<https://www.atled.jp/>) にて、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 本総会当日、当社では地球温暖化防止に向けた省エネルギーへの取組みとして、環境省の推進するクールビズスタイルにて株主総会を開催させていただく予定です。当社の役員及び係員は軽装（ノーネクタイ）にて対応させていただきますので、何卒、趣旨をご理解いただき、ご了承くださいようお願い申し上げます。
4. 新型コロナウイルスの感染拡大防止と株主様の安全保護のため、当社役員及び株主総会運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
5. 感染拡大防止のため、座席の間隔を広げますことから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少致します。そのため会場入場時の混乱を避けるため、入場は先着順とさせていただきます。満席となった場合は入場をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。
6. 当日ご出席される場合は、ご自身のご体調をお確かめのうえ、マスク着用等、感染防止策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
7. 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

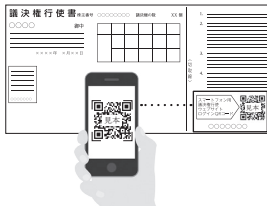
 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日時</p> <hr/> <p>2021年6月18日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）により議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2021年6月17日（木曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p>インターネットにより議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2021年6月17日（木曜日） 午後6時入力完了分まで</p>
--	---	--

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染の世界的な広がり等により、国内外において経済活動への影響が懸念され、先行き不透明な状況が一層高まっております。

当社が属するIT業界は、政府によるペーパーレス化や脱ハンコ等のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や新型コロナウイルス感染の世界的な広がりを背景として、テレワークや在宅勤務等への働き方の変化により、当社が展開するワークフロークラウドサービスの利用拡大が顕著となっていることや、ワークフローソフトウェアについても需要が拡大し堅調に推移いたしました。

このような状況の中で、当社はワークフローソフトウェアメーカーとして、Webを活用したセミナーの開催及び市場優位性を確保するためのワークフローソフトウェアの機能強化、並びに急速に拡大するクラウドサービス市場のシェア獲得に向けたクラウドビジネスの拡大に注力してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は19億24百万円(前期比18.6%増)、営業利益は7億83百万円(同33.1%増)、経常利益は7億90百万円(同34.4%増)、当期純利益は5億35百万円(同29.8%増)となりました。なお、当社の事業はワークフロー事業の単一セグメントのため、製品・サービス別の業績の概要を記載しております。

(パッケージソフト)

X-p o i n tは、クラウドニーズが増加したこと等により新規販売が減少したため売上高が減少いたしました。A g i l e W o r k sは、新規販売パートナーの開拓やテレワークや在宅勤務等によるワークフロー需要の拡大等により、導入企業数が増加し売上高が伸びました。その結果、当事業年度のX-p o i n t売上高は4億30百万円（前期比3.2%減）、A g i l e W o r k s売上高は8億93百万円（前期比24.1%増）となり、パッケージソフト全体の売上高は、13億23百万円（前期比13.7%増）となりました。

(クラウドサービス)

クラウドサービスは、クラウドサービス市場の成長及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴うワークフロー需要の拡大を背景として、W e bを活用したセミナー、無料トライアルの実施等により、新規導入企業数が順調に推移しました。その結果、当事業年度のクラウドサービス売上高は、6億円（前期比30.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、1億88百万円であります。その主なものは、「X-p o i n t」、「A g i l e W o r k s」等の製品機能強化を図ったことに伴うソフトウェア投資による増加1億81百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 会社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 11 期 (2018年3月期)	第 12 期 (2019年3月期)	第 13 期 (2020年3月期)	第 14 期(当期) (2021年3月期)
売 上 高(千円)	1,107,049	1,448,491	1,623,295	1,924,441
経 常 利 益(千円)	324,395	489,516	588,288	790,953
当 期 純 利 益(千円)	222,995	312,077	412,442	535,522
1株当たり当期純利益(円)	33.45	45.54	55.26	71.67
総 資 産(千円)	2,012,266	3,159,285	3,498,324	4,041,820
純 資 産(千円)	1,444,630	2,362,395	2,678,104	3,078,945
1株当たり純資産(円)	212.47	317.40	358.43	412.08

(注) 当社は、2017年12月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第11期(2018年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
㈱ソフトクリエイティブ ホールディングス	854百万円	51.4%	役員を受入(1名)

(注) 親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の属するIT業界は、政府によるペーパーレス化や脱ハンコ等のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりを背景として、テレワークや在宅勤務等への働き方の変化により、ワークフローソフトウェアの需要の急激な拡大や、AI、IoT、ビッグデータ等のテクノロジーの著しい進歩など、IT業界を取り巻く環境は大きく変化しており、この環境変化に対して、より迅速かつ柔軟に対応していくことが求められています。

そのため、当社が更なる成長を目指すためには、製品機能の強化及び新サービスの充実、販売体制の強化及び知名度の向上に加え、働き方改革及びDXの推進が課題となっております。

このような状況を踏まえ、次のような課題を掲げて計画的かつ迅速に取り組んでまいります。

① ソフトウェア製品機能の強化及び新サービスの充実

当社は、規模や業態等に合わせた幅広い企業のステージに対応した製品ラインナップを展開しております。その他にも、ユーザー目線に徹底したUI、ノンカスタマイズにより安価で短期導入できること、自社運用可能であること、豊富な他社システムとの連携が可能であること、顧客満足度の高い保守サービス体制の構築等により競争優位性を確保しておりますが、今後も継続的な成長と市場での優位性を高めるために、製品機能の強化及び新サービスの充実が不可欠であると認識しております。

そのため、時代の急激に変化する市場とテクノロジーの進歩、また、それに応じた利用者ニーズの変化に素早く対応できるための更なる製品機能の強化や新サービスを充実させ、顧客満足度を向上させるとともに競合他社との差別化を図ってまいります。

② 販売体制の強化及び知名度の向上

当社は、売上の約90%を販売パートナー経由とする販売体制の下、ワークフローのパッケージソフト及びクラウドビジネスの拡大などにより成長を遂げております。

今後も更に市場拡大が見込まれる中で成長を果たしていくためには、販売体制の強化及び知名度の向上が重要であると認識しております。

そのため、販売パートナーの新規開拓及び既存パートナーの深耕により、販売体制の強化を図ってまいります。また、販売パートナーが、より製品を販売し易くなるよう、主にWebを活用したセミナー等を通じて知名度の向上を図ってまいります。

③ 働き方改革及びD Xの推進

昨今の政府によるペーパーレス化や脱ハンコ等のD Xの推進や新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりを背景として、テレワークや在宅勤務等をはじめとする働き方改革の推進がより一層拡大しております。

当社においても在宅勤務や時短勤務制度を導入する等、働き方改革を進め、様々な人材が活躍できる環境づくりに努めてまいりました。

今後においても働き方改革の推進に励み、働きやすい環境づくりに努めるとともに、運用の中で生じた課題について、ワークフローを通じた改善方法の情報発信等を行ってまいります。また、ワークフローシステムは「コミュニケーション」と「基幹業務」のどちらも実現する唯一のツールであり、企業が取り組むべき最初のD Xかつ最も重要なツールとして捉え、企業の最初のD X成功体験「ファーストD X」として、D Xの推進とワークフローの認知拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ワークフロー事業	中小・中堅企業向けワークフロー「X-point」、大手・中堅企業向けワークフロー「AgileWorks」の開発及び販売、クラウドサービス「X-pointCloud」等の提供

(6) 主要な拠点等 (2021年3月31日現在)

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名(4名)	-(1名減)	34.6歳	3.6年

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. 臨時従業員数(派遣社員、パートタイマー)は、()内に当事業年度末人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 19,200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 7,471,800株 |
| (3) 株主数 | 7,110名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ソフトクリエイト ホールディングス	3,840,000株	51.39%
S C S K 株 式 会 社	600,000株	8.03%
GOLDMAN SACHS & CO. REG	378,347株	5.06%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	164,822株	2.21%
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	112,200株	1.50%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	94,200株	1.26%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	65,953株	0.88%
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	63,783株	0.85%
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	56,900株	0.76%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	53,300株	0.71%

（注）持株比率は自己株式（138株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	林 宗 治	株式会社ソフトクリエイトホールディングス代表取締役社長 株式会社ソフトクリエイト代表取締役社長執行役員 株式会社Y2S社外取締役 エクスジェン・ネットワークス株式会社社外取締役 株式会社2BC社外取締役
代表取締役社長	岡 本 康 広	—
専務取締役	佐 藤 淳	CFO 管理部長 株式会社ソフトクリエイト監査役 株式会社eceiving監査役 株式会社visumo監査役 エクスジェン・ネットワークス株式会社社外取締役
取締役	坂 田 純 孝	公認会計士坂田純孝事務所代表
取締役	薄 上 二 郎	青山学院大学経営学部教授 同大学院経営学研究所・戦略経営・知的財産権プログラム (SMIPRP) 教授
常勤監査役	田 中 統	—
監査役	小 澤 幹 人	弁護士法人港国際法律事務所 弁護士 株式会社ネットスターズ社外監査役
監査役	湯 浅 奉 之	湯浅公認会計士事務所代表 株式会社ディジョンコンサルティング代表取締役 KIYOラーニング株式会社社外監査役 ジャパンマシナリー株式会社社外監査役 株式会社トラストリッジ社外監査役

- (注) 1. 取締役坂田純孝氏及び取締役薄上二郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小澤幹人氏及び監査役湯浅奉之氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役田中統氏及び監査役湯浅奉之氏は、次のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役田中統氏は、長年にわたり当社の親会社である株式会社ソフトクリエイトホールディングスで経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 ・監査役湯浅奉之氏は、公認会計士の資格を有しております。
 4. 2020年6月19日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって、玉木欽也氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は青山学院大学教授及び青山学院ヒューマン・イノベーション・コンサルティング株式会社代表取締役でありました。
 5. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者のその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社補償が1,000千円に満たない場合等には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。なお、監督機能を担う社外取締役についても、その業務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的な内容について委任を受けるものとし、非常勤役員を含む経営会議で決定しております。当該委任における代表取締役社長の権限は、株主総会で決議された役員報酬の総額の枠について、各取締役の基本報酬の額を適切に配分するものとしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	52,039千円 (1,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,620千円 (2,400千円)
計 (うち社外役員)	8名 (5名)	61,659千円 (4,200千円)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は5名(うち社外取締役は2名)であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2020年6月19日付で退任した社外取締役1名が含まれることと、無報酬の取締役が1名存在しているためであります。
2. 上記の報酬等の額には、以下の内容が含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額4,400千円(うち監査役1名500千円)
3. 取締役の金銭報酬の額は、2016年6月23日開催の定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち、社外取締役は1名)であります。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2007年5月1日開催の臨時株主総会において年額500万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役坂田純孝氏は、公認会計士坂田純孝事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役薄上二郎氏は、青山学院大学教授及び同大学院経営学研究科・戦略経営・知的財産権プログラム(SMIPRP)教授であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役小澤幹人氏は、弁護士法人港国際法律事務所弁護士及び株式会社ネットスターズ社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ・監査役湯浅奉之氏は、湯浅公認会計士事務所代表、株式会社ディシジョンコンサルティング代表取締役、KIYOラーニング株式会社社外監査役、ジャパンマシナリー株式会社社外監査役及び株式会社トラストリッジ社外監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	坂田純孝	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しております。 主に公認会計士として幅広い見識と高度な専門知識を活かし、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	薄上二郎	2020年6月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席しております。 主に教授として幅広い見識と高度な専門知識を活かし、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	小澤幹人	当事業年度において開催された取締役会12回及び監査役会14回の全てに出席しております。 主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じ発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	湯浅奉之	当事業年度において開催された取締役会12回及び監査役会14回の全てに出席しております。 主に公認会計士としての専門的見地を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じ発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要に応じ発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、次のとおり取締役会にて決議し、体制の整備に努めております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するためにコンプライアンスに係る規程（企業行動憲章、企業行動基準等）を、全社に周知・徹底する。
 - ・ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - ・ 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ・ 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を整備する。
 - ・ 各部門の管理責任者をリスク管理活動にあたらせ、重要事項は速やかに報告させる体制を整備し、経営上の重要な事項が発生した場合には、直ちに取締役会において当該事項に関する報告、審議、決定を行うこととし、リスクを未然あるいは最小限に防ぐ。
 - ・ 法的な問題は、顧問契約先の弁護士事務所から必要に応じて助言と指導を受けられる環境を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - ・ 取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

- ⑤ 当社並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、独立会社であり、内部統制システムの構築については、親会社から独立して取り組むことを基本とする。ただし、親会社とは、適宜、情報交換及び連携を図るものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 当社は監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と協議のうえ、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - ・ 監査役会より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保する。
 - ・ 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役会に報告する。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - ・ 監査役会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、必要な是正を行う。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、管理部門長を統轄責任者と定め、企業行動基準に基づいた反社会的勢力対応マニュアルを整備し、特殊暴力防止対策連合会等の関係団体に加入の上、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほかに、経営会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、経営基盤の強化、財務体質の強化及び将来の事業拡大のために内部留保の充実を図るとともに、株主への利益配分を重要な経営課題として位置づけ、業績に応じた配当を継続的に行うため、配当性向約30%を目安として中間・期末配当の年2回実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記方針を踏まえ、1株につき10.00円とさせていただきます。すでに、2020年9月30日を基準日として実施済みの中間配当金1株当たり10.00円とあわせまして、年間配当金は1株当たり20.00円となります。

内部留保金の用途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える技術・研究開発体制を強化し、市場競争力を高めるための事業戦略の展開を図るために有効な投資をする所存であります。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,555,737	流動負債	816,851
現金及び預金	3,156,468	買掛金	27,826
売掛金	304,801	未払金	118,002
電子記録債権	55,145	未払費用	36,443
前払費用	39,122	未払法人税等	175,500
その他	200	預り金	5,547
固定資産	486,082	前受収益	412,519
有形固定資産	74,062	賞与引当金	41,011
建物附属設備	64,480	固定負債	146,023
工具、器具及び備品	9,582	退職給付引当金	61,972
無形固定資産	296,755	役員退職慰労引当金	16,759
ソフトウェア	296,755	資産除去債務	67,292
投資その他の資産	115,264	負債合計	962,874
繰延税金資産	81,315	純資産の部	
その他	33,949	株主資本	3,078,945
資産合計	4,041,820	資本金	620,824
		資本剰余金	620,824
		資本準備金	620,824
		利益剰余金	1,837,596
		その他利益剰余金	1,837,596
		繰越利益剰余金	1,837,596
		自己株式	△298
		純資産合計	3,078,945
		負債及び純資産合計	4,041,820

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,924,441
売 上 原 価		461,089
売 上 総 利 益		1,463,351
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		680,310
営 業 利 益		783,041
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	28	
解 約 返 戻 金	6,815	
そ の 他	1,068	7,913
営 業 外 費 用		
そ の 他	1	1
経 常 利 益		790,953
税 引 前 当 期 純 利 益		790,953
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		255,347
法 人 税 等 調 整 額		82
当 期 純 利 益		535,522

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	620,824	620,824	620,824	1,436,564	1,436,564	△107	2,678,104	2,678,104
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△134,491	△134,491		△134,491	△134,491
当 期 純 利 益				535,522	535,522		535,522	535,522
自己株式の取得						△190	△190	△190
事業年度中の変動額合計	—	—	—	401,031	401,031	△190	400,840	400,840
当 期 末 残 高	620,824	620,824	620,824	1,837,596	1,837,596	△298	3,078,945	3,078,945

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として、定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～18年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しており、また、販売期間の経過に伴い、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額を一時の費用又は損失として計上しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年内）に基づく定額法によっております。

2 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

3 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日。）を当事業年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

市場販売目的のソフトウェアの評価

1 当年度の計算書類に計上した金額

市場販売目的のソフトウェアの減価償却費	144,433千円
市場販売目的のソフトウェア	285,180千円

2 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

市場販売目的のソフトウェアは定額法により減価償却費を計上しており、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また各年度の未償却残高が、翌期以降の見込販売収益の額を超過している場合には、当該超過額について、一時の費用又は損失として処理しております。

当年度においては、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を下回っているため、一時の費用又は損失の計上はしていません。

見込販売収益の額は翌年度の会社の予算とその後の市場成長率を基礎として見積っております。当該見込販売収益は、新型コロナウイルス感染症に伴う影響も含め、業界全体にわたる経営環境の変化等を考慮し見直しを行っております。

② 主要な仮定

見込販売収益の算出に用いた主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は業界の長期平均成長率、過去の販売成長率の実績及び新型コロナウイルス等の経営環境の変化等を考慮して、算定しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

ワークフロー市場のソフトウェア製品は、技術革新のスピードが速く、それに伴う顧客ニーズの変化、関連製品やサービスの投入が相次いで生じており、陳腐化リスクがあります。

上記のとおり、主要な仮定である売上高成長率は市場環境の変化に影響を受けるため、見積りの不確実性が高く、ワークフロー製品の陳腐化に伴い、見込販売収益が大幅に減少した場合には、翌年度のソフトウェアの償却費に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

91,206千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	7,471,800株	一株	一株	7,471,800株

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	68株	70株	一株	138株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取り70株による増加分であります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年4月23日 取締役会	普通株式	59,773	8.00	2020年3月31日	2020年6月2日
2020年10月22日 取締役会	普通株式	74,717	10.00	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年4月22日 取締役会	普通株式	74,717	10.00	2021年3月31日	2021年6月4日

4 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	15,600株
新株予約権の残高	26個

(注) 2016年10月1日付株式分割(1株につき200株の割合)及び2017年12月17日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	18,975千円
資産除去債務	20,604千円
減価償却の償却超過額	17,078千円
賞与引当金	12,557千円
未払事業税	10,179千円
その他	11,373千円
繰延税金資産小計	90,769千円
繰延税金資産合計	90,769千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	9,454千円
繰延税金負債合計	9,454千円
繰延税金資産の純額	81,315千円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、主に短期的な預金や高格付の債券等、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な運用は行わないこととしております。

また、資金調達については、運転資金、設備資金及び業務・資本提携に伴う所要資金等で、手元資金を上回る資金ニーズが生じた場合、用途、金額、期間、コスト等を総合的に勘案して、調達方法（銀行借入（短期・長期）、社債発行、公募増資）を決定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「与信管理規程」及び「販売管理規程」に従い、取引先ごとの与信審査及び与信限度額の設定を行っております。また、取引先ごと、案件ごとの期日管理及び残高管理を徹底し、問題債権が発生した場合、迅速に対応できる与信管理体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業部門及び経理部門により行われ、また、内部監査室による運用状況の監査が実施されております。なお、営業債権は、そのほとんどが3カ月以内の入金期日であります。

有価証券及び投資有価証券は、保有しておりません。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。当社では、経理部門において、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元資金を十分に確保する方法により対応しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,156,468	3,156,468	－
(2) 売掛金	304,801	304,801	－
資産計	3,461,269	3,461,269	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,156,468	－	－	－
売掛金	304,801	－	－	－
合計	3,461,269	－	－	－

(関連当事者との取引に関する注記)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ 会 社	㈱ソフトクリエイト	—	販売取引 業務委託取引 物品の購入	販売取引	137,409	売掛金	12,674
				業務委託取引	15,253	前受収益	36,418
				物品の購入	6,685	未払金	668
	㈱エートツジェイ	—	販売取引 業務委託取引	販売取引	576	売掛金	52
				業務委託取引	8,234	未収入金	200
						未払金	3,641
㈱ v i s u m o	—	販売取引 業務委託取引	販売取引	201	売掛金	22	
			業務委託取引	600	未払金	55	

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記各社への販売、購入取引については、市場価格等を勘案して、協議の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|---|------------|--------|
| 1 | 1株当たり純資産額 | 412円8銭 |
| 2 | 1株当たり当期純利益 | 71円67銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社エイトレッド

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 祥 且 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中 井 清 二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイトレッドの2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

株式会社エイトレッド 監査役会

常勤監査役 田 中 統 ④

社外監査役 小 澤 幹 人 ④

社外監査役 湯 浅 奉 之 ④

以 上

監査役会の監査報告書受領後に生じた会社の現況に関する重要な後発事象
(ストック・オプションとして新株予約権を発行する件)

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償にて発行すること、及びかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を2021年6月18日開催予定の当社第14期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

また、当社取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権の発行は、取締役に対する報酬等に該当するため、既存の額とは別枠にて、その金額の上限等について併せて承認を求める議案を当社第14期定時株主総会に付議することを決議致しました。

なお、その詳細につきましては、本招集ご通知の株主総会参考書類をご参照ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、定款第21条の規定により、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	ほやし 林 むね 治 (1974年8月23日生)	2000年6月 株式会社ソフトクリエイト（現株式会社ソフトクリエイトホールディングス）取締役 2003年6月 同社常務取締役 2005年5月 同社専務取締役 2006年5月 同社代表取締役専務兼COO兼ネットワーク事業部長兼第一営業事業部長 2006年10月 同社代表取締役社長兼COO 2007年1月 同社代表取締役社長兼COO兼X-p o i n t 事業部長 2007年4月 当社代表取締役社長 2008年5月 株式会社ソフトクリエイト（現株式会社ソフトクリエイトホールディングス）代表取締役社長 2012年4月 同社代表取締役社長兼S Iカンパニー代表 2012年6月 同社代表取締役社長執行役員兼S Iカンパニー代表 2012年10月 同社代表取締役社長執行役員 株式会社ソフトクリエイト代表取締役社長執行役員（現任） 2013年5月 株式会社ソフトクリエイトホールディングス代表取締役社長（現任） 2015年8月 当社取締役会長（現任） 2017年11月 株式会社Y2S社外取締役（現任） 2018年10月 エクスジェン・ネットワークス株式会社社外取締役（現任） 2020年3月 株式会社2BC社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ソフトクリエイトホールディングス代表取締役社長 株式会社ソフトクリエイト代表取締役社長執行役員 株式会社Y2S社外取締役 エクスジェン・ネットワークス株式会社社外取締役 株式会社2BC社外取締役	なし
(取締役候補者とした理由)			
林宗治氏は、当社グループの経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督を行うのに適任であると判断したことから、取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
2	おかもと やすひろ 岡本康広 (1971年8月7日生)	1990年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ)入社 1993年4月 ジャパンメディアシステム株式会社入社 1994年4月 株式会社ソフトクリエイイト(現株式会社ソフトクリエイイトホールディングス)入社 1999年7月 富士ソフトABC株式会社(現富士ソフト株式会社)入社 2002年12月 株式会社ソフトクリエイイト(現株式会社ソフトクリエイイトホールディングス)入社 2013年9月 株式会社DMM.com(現合同会社DMM.com)入社 2017年1月 株式会社ソフトクリエイイト入社 2018年4月 株式会社エートゥージェイ代表取締役副社長 2019年6月 当社代表取締役社長(現任)	なし
(取締役候補者とした理由) 岡本康広氏は、当社の代表取締役社長として経験・実績・見識を有しており、リーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断したことから、取締役候補者とするものであります。			
3	きとう じゅん 佐藤淳 (1974年3月11日生)	1998年2月 株式会社ソフトクリエイイト(現株式会社ソフトクリエイイトホールディングス)入社 2007年1月 同社経営管理部長 2009年1月 同社執行役員経営管理部長兼情報開示担当 2012年10月 株式会社ソフトクリエイイト監査役 2014年4月 株式会社ソフトクリエイイトホールディングス上席執行役員 経営管理部長兼情報開示担当 2015年6月 当社取締役CFO管理部長 2017年4月 当社専務取締役CFO管理本部長 2019年4月 当社専務取締役CFO管理部長(現任) 2019年4月 株式会社visumo監査役(現任) 2019年6月 株式会社ソフトクリエイイト監査役(現任) 2019年6月 株式会社ecbeing監査役(現任) 2020年12月 エクスジェン・ネットワークス株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社visumo監査役 株式会社ソフトクリエイイト監査役 株式会社ecbeing監査役 エクスジェン・ネットワークス株式会社社外取締役	15,000株
(取締役候補者とした理由) 佐藤淳氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に財務及び会計に関する豊富な経験と見識等を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断したことから、取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当株式 の数
4	さかた じゅんたか 坂田 純孝 (1956年6月22日生)	1983年10月 日新監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1996年12月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 社員(現パートナー) 2007年7月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員(現シニアパートナー) 2017年7月 公認会計士坂田純孝事務所代表(現任) 2018年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士坂田純孝事務所代表	なし
(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 坂田純孝氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、監査法人の立場から多くの企業の経営に接してきた経験及び公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、独立した立場から当社の経営を監督していただくことを期待したため、社外取締役候補者とするものであります。			
5	うす がみ じ ろう 薄上 二郎 (1957年6月20日生)	2006年4月 大分大学経済学部経営システム学科教授 2011年4月 青山学院大学経営学部教授(現任) 同大学経営学科研究科・戦略経営・知的財産権プログラム(SMIPRP)教授(現任) 2012年4月 日本大学経済学部兼任講師 2014年4月 青山学院大学大学院戦略経営・知的財産権プログラム・プログラムディレクター(現任) 2014年9月 放送大学渋谷学習センター兼任講師 2018年6月 当社社外取締役(2019年6月退任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	なし
(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 薄上二郎氏は、過去に当社の社外取締役を務めており、その経営手腕に期待できること、加えて青山学院大学における教授としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、独立した立場から当社の経営を監督していただくことを期待したため、社外取締役候補者とするものであります。			

- (注) 1. 取締役候補者林宗治氏は、株式会社ソフトクリエイトホールディングスの代表取締役社長、株式会社ソフトクリエイトの代表取締役社長執行役員及び株式会社Y2Sの社外取締役を兼務しております。株式会社ソフトクリエイトホールディングスは、当社の親会社であり、同社は当社の製品を導入しております。また、株式会社ソフトクリエイトは株式会社ソフトクリエイトホールディングスの100%子会社であり、当社から同社への販売取引、同社から当社への業務委託取引があります。株式会社Y2Sは株式会社ソフトクリエイトの持分法適用会社であり、当社から同社への業務委託取引があります。
2. 取締役候補者佐藤淳氏は、株式会社visumoの監査役、株式会社ソフトクリエイトの監査役及び株式会社ecbeingの監査役を兼務しております。株式会社visumoは株式会社ecbeingの95%子会社であり、当社から同社への業務委託取引があります。株式会社ソフトクリエイトは株式会社ソフトクリエイトホールディングスの100%子会社であり、当社から同社への販売取引、同社から当社への業務委託取引があります。また、株式会社ecbeingは株式会社ソフトクリエイトホールディングスの100%子会社であり、当社と同社の間には取引関係はありません。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 坂田純孝氏及び薄上二郎氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、坂田純孝氏及び薄上二郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の12頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、坂田純孝氏及び薄上二郎氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、両氏が再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
8. 坂田純孝氏は当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって3年となります。
9. 薄上二郎氏は当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって2年となります。

<ご参考> 取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

・取締役候補者の専門性と経験は次のとおりであります。

役員	社外	企業経営	IT・デジタル	マーケティング・営業	会計・財務	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	サステイナビリティ
林 宗治		●	●					●
岡本 康広		●	●	●				
佐藤 淳					●	●	●	
坂田 純孝	●				●		●	
薄上 二郎	●	●						●

(注) 各人の有するスキル等のうち主に該当する最大3つに●を付けております。

第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、役員報酬等の内容の決定に関する方針等役員報酬等の内容の決定に関する方針等を定めており、当該役員報酬の内容の概要は、事業報告の12頁に記載がございますが、2021年4月22日開催の取締役会において、固定報酬に加え当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、中長期的業績と企業価値向上及び株主との一層の価値共有を目的とし、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストック・オプション（新株予約権）を付与し、個別の取締役に付与するストック・オプションの個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して決定するという方針に変更しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することについてご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第5号ロの報酬等に該当します。当社は、2016年6月23日開催の当社第9期定時株主総会において取締役報酬額につきましては年額300百万円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役（社外取締役を除く。）に対し、報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役の員数は、第1号議案を原案通りご承認いただきますと社外取締役2名を除いた3名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、また、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）、及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式56,000株を上限とし、このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は3,000株を上限とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

560個を上限とし、このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は30個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の

場合を除く。)、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{新株発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より5年間とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合、また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。

- ③ その他権利行使の条件は、2021年6月18日開催の当社第14期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得の条件
- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次に定める株式会社の新株予約権を交付する。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- (11) 新株予約権のその他の内容
- 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

5. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役（社外取締役を除く。）に割当てたる新株予約権の総数（30個以内）に乗じた額といたします。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

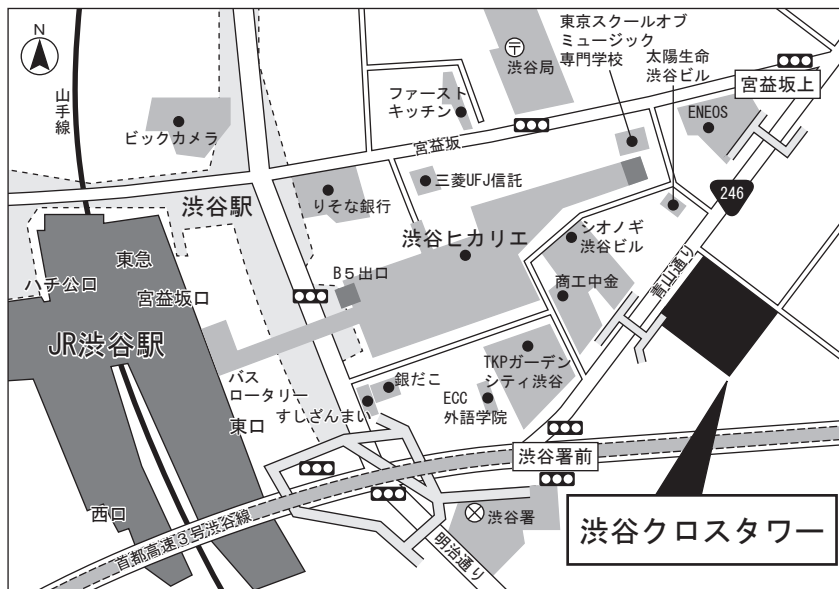
以 上

メ モ

メ モ

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区渋谷2丁目15番地1号
渋谷クロスタワー1F
株式会社エイトレッド 本社内



〔交通〕

- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩4分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5出口より徒歩4分
- 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
渋谷ヒカリエ方面連結通路より徒歩4分
- 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩7分